

## 下野市各種団体等の補助金の交付に関する基準の取り扱いについて

### 第1 基準策定の目的

この基準は、補助金を効果的、効率的に運用し、補助団体に対しても、補助金の交付基準を明らかにすることにより、公平性、公正性及び透明性を確保し、より適正な補助金の交付及び執行を図ることを目的とする。

#### 【解説】

今回の基準策定は、新たに交付基準を制定することにより、適正な補助金の交付と執行を図ることを目的といたしました。

公平性、公正性、透明性のそれぞれの意味は、次のとおりです。

公平性 …… 効果が広く市民におよび、特定のものの利益に供することがないこと。

公正性 …… 団体等の運営、会計及び補助金の使途が適切であること。

透明性 …… 補助金の名称・金額・交付先など公表すること。

### 第2 定義

この基準において「補助金」とは、本市が団体等の行う特定の事務事業等に対し公益上必要があると認めた場合に、その事務事業の実施にあたり、行政目的を効果的かつ効率的に達成するため、反対給付を求めることなく行う金銭的給付をいう。

#### 【解説】

「補助金」は、一般的には「特定の事業、研究等の育成、助長するために地方公共団体が公益上必要と認めた場合に対価なくして支出するもの」と定義されていますが、この基準においては、補助金の内、特に団体等の行う特定の事務事業等に対する補助金で、公益上必要があると認めた場合に対価なく支出するものと定義しています。

なお、「団体」の定義については、次のようになります。

市の行政に協力し、これを推進する団体又は市の行政を補完する事業を行う団体  
市民の福利に貢献し、かつ、公益的性格の強い事業を行う団体  
市の産業及び教育文化並びに体育の振興のため特に必要な事業等を行う団体

### 第3 交付基準

補助金の交付に際しては、以下の項目を総合的に勘案して補助金交付の適否を判断するものとする。

#### 【解説】

補助金等の交付は公益上必要のある場合に限られますが、その判断は基本的事項と個別的事項の各項目を総合的に勘案して判断するものとします。

公益上必要かどうかの基準は、次のとおりとします。

地域での住民自治、社会福祉の推進について高い必要性が認められ、特定の者のみの利益に供することのないもの。

教育・文化・芸術・スポーツ等の推進に著しく貢献するもの。

地域の経済、産業の振興等の分野において、市が積極的に普及、支援する上で、事業の推進を図るための援助が必要なもの。

#### 1 基本的事項

補助金の交付が、客観的にみて公益上必要であり、かつ、以下の項目のいずれかを満たすこと。

ア 事業、活動の目的及び内容等が社会、経済情勢に合致していること。

イ 市民の福祉の向上及び利益の増進に、効果が認められること。

ウ 補助対象とする事業が、市総合計画又は各種計画の施策体系上に位置づけられていること。

補助金の交付に対して費用対効果が認められること。

支出の根拠が明確で、法令等に抵触していないこと。

会計処理及び使途が適切になされていること。

団体において、多額の決算剰余金、積立金を有していないこと。

#### 【解説】

ここでは、公益上必要であると同時に以下の項目に該当することとしておりますが、それぞれ意味するところは、次のとおりです。

「ア」…… 事業活動の目的・内容などが明示され、かつ社会、経済情勢に合致していること。

「イ」…… 市民の福祉（広義で「しあわせ・幸福」）の向上、利益の増進に効果が認められること。

「ウ」…… 総合計画等により市の重要課題として位置づけられ、行政の支援により事業推進を図ることが妥当であると認められるもの。

…… 補助金を交付することにより、市民の福祉の向上や産業経済の発展の観点から、費用対効果（支出した費用に対して得られる効果）が認められること。

## 2 個別的事項

補助金の補助対象事業費については、その内容を明確にすること。その際、交際費、慶弔費、飲食費（会議等における必要な茶菓等を除く。）懇親会費等直接公益的な事業に結びつかない経費や社会一般通念上公金での支出が疑問視される経費については、補助金の交付対象事業には含めないものとする。

### 【解説】

ここでの飲食費の考え方は、団体の活動を「事業」と「運営」に区分し、「事業費」に係わる飲食費のみ補助対象としますが、事業費・運営費の区分は、以下のとおりです。

事業費 …… 団体が事業計画に基づき事業を実施する場合に、その事業を行うために必要な経費（イベント等）

運営費 …… 団体の維持活動に必要な一般管理的な経費  
（総会等の会議の運営経費）

たとえば、総会等の会議時の飲物代は「運営費」に当たるため該当しませんが、団体がイベント等の事業を行う場合は「事業費」となり、該当することになります。

なお、総会等で飲物が必要な場合は、団体が徴収する会費等で支出することになります。

補助率は、公益上の必要度に応じて判断し、原則として、対象経費の2分の1以内とする。ただし、補助率を定めて交付することが、その性格上なじまない補助金については、この限りでない。

### 【解説】

補助金の補助率は、原則として対象経費の2分の1以内としますが、事業の公益性がきわめて高く、市長が特に必要と認める場合や法令又は国・県の制度によるものは、例外としています。

また、具体的な補助額は、市の財政状況を勘案し、年度ごとに予算の範囲内で定めることとなります。

補助金の同一団体等への交付期間は、平成20年度を基準とし、すべて3年をもって、その終期を含め見直しをする。ただし、国、県等の制度による上乗せ補助金については、その補助終了をもって見直しをするものとする。

【解説】

補助金の見直しは、平成20年度を基準にして、3年をもって終期を含め見直すことにしたもので、見直しの考え方は以下のようになります。

継続するもの

- ・「補助金の交付に関する基準」に概ね適合しており、補助の必要性が認められるもの。
- ・国、県の補助金を財源の一部として当てる事業のうち、市の負担が義務的であるもの。
- ・行政目的を達成するために、市が実施すべき事業を補完して実施しているもの。

減額するもの

- ・多額の決算剰余金を有しているもの。
- ・正当な理由なく積立金を有しているもの。
- ・その他、「補助金の交付に関する基準」に適合していないもの。

廃止するもの

- ・当初の補助目的が達成されたもの。
- ・公益性や必要性が薄れ、補助する必要性がないと判断されるもの。
- ・団体の会計処理、補助金の使途が適切でないもの。
- ・「補助金の交付に関する基準」に適合していない団体への補助

補助金の交付に際し根拠法令等に定めのないものについては、規則、要綱等を整備し、補助の目的、対象、効果及び補助金額の算出方法等を明確にするものとする。

【解説】

補助金の交付については、市として統一的な取り扱いを明確にする必要があるため、法令その他特別な定めのあるものを除き、基本的事項を定めて、予算執行の標準化、適正化を図ることとしたものです。

附 則

この告示は、平成20年4月1日から施行する。